

まほろば秦野通信

平成31年3月28日

タイトル	災害廃棄物等の処理に関する基本協定を締結しました
When (いつ)	3月27日(水曜日)
Who (だれが)	【協定構成員】 神奈川県湘南地域県政総合センター管内の市町等：秦野市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町、秦野市伊勢原市環境衛生組合 【協定の相手方】 DOWAエコシステム株式会社
What (なにを)	大規模災害が発生し、大量の災害廃棄物が発生した際、市内をはじめ、県内の施設では迅速な処理が困難となることが想定されるため、県外の民間事業者と基本協定を締結します。
How (どのように)	別紙「協定の概要」参照
Why (なぜ)	災害廃棄物等の適正かつ円滑な処理の体制強化のため
過去の実績	平成28年12月に、神奈川県湘南地域県政総合センター管内5市3町1一部事務組合(上記協定構成員)で、相互援助協定を締結しています。
問い合わせ	環境資源対策課資源化推進担当 担当：板垣 電話0463(82)4401

災害廃棄物等の処理に関する基本協定の概要について

1 目的

近年発生している大規模災害が発生した場合に、市内をはじめ、相互援助協定を締結している神奈川県湘南地域県政総合センター管内市町等の施設はもとより、県内施設では大量に発生した災害廃棄物等の迅速な処理が困難となることが想定されます。

つきましては、災害廃棄物等の適正かつ円滑な処理の体制強化を目的として、県外にある民間事業者と協定を締結するものです。

2 協定構成員

神奈川県湘南地域県政総合センター管内5市3町1一部事務組合
(秦野市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町、
秦野市伊勢原市環境衛生組合)

3 協定の相手方

DOWAエコシステム株式会社(環境省が運営するD.Waste-Net(廃棄物処理支援ネットワーク)を構成する(一社)日本災害対応システムズの会員企業。

4 協定の主な内容

(1) 平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害時に、平時以外の処理ルートで早急に処理する必要がある次の場合に処理等を要請します。

ア 焼却施設から発生する焼却灰の通常処理ルートが被災し、処理ができない場合

イ 焼却灰を埋め立てる場所を仮置場等として利用するため、他の処理ルートで処理する必要がある場合

ウ 焼却施設の能力を上回る量の災害廃棄物等が発生した際、生活ごみや避難所ごみ(生ごみ等)を優先的に焼却するため、破碎残渣の焼却処理を他の処理ルートで処理する必要がある場合

エ 焼却施設等で処理困難な性質の災害廃棄物等が生じ、それがDOWAエコシステム株式会社で処理可能な場合

(2) 支援内容

ア 車両又はJR貨物による運搬及び輸送に必要なコンテナや資機材等の提供

イ 焼却灰の溶融化及び埋立、破碎残渣の焼却及びその他の処理

5 協定締結日 平成31年3月27日